

雇用保険法等の一部を改正する法律の施行に伴う
厚生労働省関係省令の整備等に関する省令について

令和 2 年 3 月 3 1 日
職業安定局雇用保険課

本件は、労働政策審議会の議を経て定められることから、行政手続法第 39 条第 4 項第 4 号に該当するため、事前に案を公示して意見の募集を行わなかった。

【参照条文】

行政手続法（平成 5 年法律第 88 号）

（意見公募手続）

第 39 条 命令等制定機関は、命令等を定めようとする場合には、当該命令等の案（命令等で定めようとする内容を示すものをいう。以下同じ。）及びこれに関連する資料をあらかじめ公示し、意見（情報を含む。以下同じ。）の提出先及び意見の提出のための期間（以下「意見提出期間」という。）を定めて広く一般の意見を求めなければならない。

2・3 （略）

4 次の各号のいずれかに該当するときは、第 1 項の規定は、適用しない。

1～3 （略）

4 法律の規定により、内閣府設置法第 49 条第 1 項若しくは第 2 項若しくは国家行政組織法第 3 条第 2 項に規定する委員会又は内閣府設置法第 37 条若しくは第 54 条若しくは国家行政組織法第 8 条に規定する機関（以下「委員会等」という。）の議を経て定めることとされている命令等であって、相反する利害を有する者の間の利害の調整を目的として、法律又は政令の規定により、これらの者及び公益をそれぞれ代表する委員をもって組織される委員会等において審議を行うこととされているものとして政令で定める命令等を定めようとするとき。

5～8 （略）